

第5回南区自治協議会 議事概要

日 時 令和6年8月28日(水) 午後2時00分～午後3時05分

会 場 新潟市南区役所4階 講堂

- 次 第
- 1 開会
 - 2 報告
(1) 南区公の施設に係る受益者負担の見直しについて
 - 3 議事
(1) 附属機関の委員の推薦について
・新潟市国民保護協議会
 - 4 部会報告
 - 5 その他
 - 6 次回全体会の日程について
 - 7 閉会

事前配布資料

資料1 新潟市国民保護協議会委員の推薦について(依頼)

当日配布資料

資料2 南区公の施設に係る受益者負担の見直しについて

資料3-1 南区自治協議会第1部会 会議概要

資料3-2 南区自治協議会第2部会 会議概要

資料3-3 南区自治協議会第3部会 会議概要

その他資料 新潟市南区まち歩き情報

その他資料 月潟大道芸フェスティバル

その他資料 走れ!かぼちゃ電車2024

その他資料 新潟ベースボールコネクション

出席委員： 関川秀明委員、井上吉一委員、高橋文子委員、久保安夫委員、豊木 宏委員、有田正己委員、志賀康則委員、星野正春委員、笹川和代委員、山坂和夫委員、渡邊喜夫委員、若林三代子委員、佐野初美委員、大井淳委員、上杉小貴子委員、荏原宏美委員、松尾正行委員、織田絹子委員、泉田紀代恵委員、小嶋ノリ委員、高橋直廣委員、西山ゆき委員、山田久美子委員
以上23名

欠席委員： 川村朋生委員、水野武委員、奥田俊介委員、関根章央委員、阿部隆一委員、堤 美幸委員、半間奈菜委員

南区コミュニティ協議会委員：新飯田コミュニティ協議会 斎藤栄樹会長、
小林コミュニティ協議会 真保慶一会長、
白根コミュニティ協議会 和田進会長

事務局：(南区) 長浜区長、関副区長、本間区民生活課長、榎本健康福祉課長、
柏木産業振興課長、細貝建設課長、小菅南区教育支援センター所長、
和田味方出張所長、登石月潟出張所長、灰野地域総務課長補佐、
北地域総務課長補佐、地域総務課職員

[欠席所属] 杉山白根地区公民館長、佐藤農業委員会事務局南区事務所長

報道 1名
傍聴者 0名

(午後2時00分)

1 開会

○事務局（北地域総務課長補佐）（配布資料の確認）

○議長（高橋会長） 皆さま方、大変ご苦労さまでございます。8月11日に文化財ドクター派遣事業による能登半島地震の被害調査が行われました。9時から正午まで、二の町の野沢吉太郎の蔵、13時から16時まで割烹金長、この2か所を調査員含め6人で詳細に調査され、私もそこに同席しました。金長の被害はかなり大きく、一部は応急措置も含め、改修が必要と診断されました。二の町の野沢吉太郎の蔵については、以前、この自治協議会でも紹介したことがありますが、今回の被害調査を通して、新たな発見がありましたので、ご紹介したいと思います。

それはこの蔵が当時、白根銀行の土蔵として建てられ、在郷町として隆盛を誇ってきた白根のまちを象徴するかのような3.5間×5.5間。通常は2間×3間です。ずば抜けて大きくて、当時、最も格付の高い土蔵であったことが分かりました。

地震直後に床のゆがみや壁のひび割れが数か所見つかり、今回の調査となったものなのですが、床のゆがみや壁のひび割れは許容範囲内で、一部、壁がはく離はしておりますので、仕上げ壁の修理は必要なのですが、建物としての問題はないという診断を頂きました。100年以上たっても、土蔵は地震には強い建造物であることが立証されました。2階の2本の支持柱をはじめ、屋根には扇垂木、入り口の土でできた戸がありますね、戸を開け閉めする、その取付金具など、めずらしい技法を駆使した蔵であることも分かりました。改めて、この貴重な町屋の蔵をまだご覧になっておられない皆さま方からは、ぜひ一度、見ていただきたい白根の宝物の一つだと思っております。内部見学は、しろね大風タウンガイドがご案内しておりますし、今ほど、お配りをしましたこのまち歩き情報の白根の町屋探訪まち歩きでこの蔵もゆっくり、じっくりご案内をする予定ですので、よろしければどうぞご参加いただければと思っています。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。

欠席委員の報告をいたします。水野武委員、奥田俊介委員、川村朋生委員、堤美幸委員から欠席の報告を受けております。出席者が過半数に達していますので、自治協議会条例の規定を充足していることを報告します。

傍聴者については、所定の手続きを経て傍聴していることを報告します。

新潟日报社から、取材の申し込みがありましたことを報告いたします。

2 報告

(1) 南区公の施設に係る受益者負担の見直しについて

○議長（高橋会長） 次第2報告、南区公の施設の使用料改定に入ります。自治協議会条例に基づき、委員以外の方から会議に出席をいただき、ご意見を求めることができることとなっております。日ごろから、公の施設を利用される機会の多い地域コミュニティ協議会の皆さまにも情報共有させていただく必要があると考え、地域コミュニティ協議会会長の皆さまにも、自治協議会へ出席をいただいております。事務局からの報告の後、まず自治協議会委員からご発言いただき、その後、地域コミュニティ協議会の皆さまからご発言をいただくという流れで進めさせていただきます。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○関副区長 地域総務課の関です。私から報告をさせていただきます。

それでは、お手元に配付の資料2というホチキス留めの資料をご覧くださいと思います。まず、南区の公の施設に係る受益者負担の見直しでございますけれども、これにつきましては、6月の第3回の自治協議会におきまして、全体的な考え方を本庁の財務課から説明をいただき、その後、私のほうから今回、改定の対象となる施設はこういったものがありますということで、資料を使って説明させていただいたところでございます。その後、その使用料の算定というものをそれぞれの所管部局のほうで行い、このほど、おおよその改定見込みがまとまりましたので、南区に係る施設について、その全体像をお示しするというので、今回、資料をお配りした

ところでございます。

それでは、資料2のA3のペーパーをまず見ていただきたいと思います。表の一番左が施設名になっておりまして、続いて、区の担当課、そして料金改定を所管しております条例の所管課。そして、右側太枠二つありますが、真ん中の部分が現在の料金体系、そして一番右が料金の改定見込みというようになってございます。

それでは、一番上二つ、白根地区勤労者福祉センター、味方地区千日運動施設でございますが、こちら真ん中の現在の料金体系を見ていただきますと無料ということで、こちら両施設とも無人施設ということでございますが、料金改定見込みは同じく無料となっております。これは有料にするということは有人化するということになりますので、そうすると料金徴収コストを上回ってしまうということで、無料ということになります。

続いて、月潟農村環境改善センターでございます。こちら現在の料金体系のところを見ていただきますと、一般の利用は無料となっております。それが右側の料金改定見込みでは、一般については有料になるということで、小会議室については午前、午後、夜間のそれぞれのコマで80円、多目的ホールはそれぞれのコマで960円ということとなっております。なお、月潟農村環境改善センターですが、表の四角の上のところに、時間が書いてあります。現在のところを見ますと、午前3時間、休憩1時間、午後4時間、夜間5時間、閉館2時という形で書いてございますが、こちらはコマを時間で合わせるということから、右側を見ていただきますと、午前4時間、午後4時間、夜間4時間ということで、閉館時間が結果として1時間早まりますと21時閉館ということで今、検討しているところです。

それから次、しろね大凧と歴史の館ですが、こちらについては現在の料金体系、観覧料ですけれども、一般が400円のところ、右側の改定のところとしては520円。小中高校生につきましては現在200円のところが、改定見込みでは260円というような形となっております。そのほか、団体利用の場合、それから特別展示室、会議室についてはご覧のとおりとなります。

そして、その次、笹川家住宅と曾我・平澤記念館でございますが、こちらは右側、料金改定見込みは据え置きとなっております。これは1月1日の地震で被害を受けているということで、これから本格修繕しなければいけないというところを考慮しまして、今回の利用料金の改定は据え置きとなっております。

続いて、南区のスポーツ施設、こちらは別紙のとおりとありますので、ここは飛ばさせていただきます。後で説明させていただきます。その下、老人福祉センターが三つございます。白寿荘と楽友荘、それから月寿荘の三つでございますが、こちらにつきましては、入館料いずれも同じなのですけれども、入浴する際には100円となっているところが、60歳以上の方ですと改定後は120円の見込みとなっております。そのほか、1か月券、6か月券、1年券ということで、定期利用の券がございましてけれども、こちら1か月券については500円が600円、6か月券が3,000円が3,600円、1年券が5,000円から6,000円というように料金の改定見込みとなっております。60歳未満の方、小中学生、市外、乳幼児、その他のところにつきましては記載のとおりでございます。

それから、その下、白根高齢者能力活用センター清楽苑、こちらは算定の結果、実は料金が下がるということになっております。1時間につきということで、現在、庭園の間が100円のところが70円、大凧の間1・2が200円であるところが140円ということで、こちらは逆に料金が下がるという形になっております。

それから、表が分かれておりますが、教育委員会対象施設ということで、公民館でございますが、こちら後で資料もつけてあるのですけれども、基本的には料金は据え置きの見込みということになっております。

それでは、おめくりいただきまして、ここからA4の紙がいくつか続いていくのですけれども、スポーツ施設の料金の改定見込みということになります。A4一枚目の部分につきましては、通常の普通券、回数券と定期券それぞれの改定の部分をお示ししております。現料金が左側ということで、例えば、小中、高齢者の部分、真ん中ですけれども、普通券が今、100円のところが改定見込みで130円。回数券につきましても1,000円が1,300円、定期1というのが1,000円から1,300円、以下同じように見ていただければと思います。今のが体育館です。

二つ目の部分が武道場ということになります。表の見方は同じでございますので、数字の読み

上げについては割愛させていただきたいと思えます。

三つ目がプールになります。こちらも同様でして、左が現料金、右側が料金改定の見込みということになってございます。一枚、おめくりいただきまして、ここから先は、専用利用する場合の料金ということになります。少し分かりづらいのでご説明させていただきますが、1の体育館につきましては、その施設によってグループ分けをされております。グループ分けのグループが一番左にあるように、A①、②、B、CからIとあります。このグループごとに現料金と料金改定の見込みというものを設定しているということになります。

では、南区の部分に当てはめるとどうなるかというのが、その下にあります三つの施設、白根カルチャーセンターメインアリーナとサブアリーナ、それから味方体育館でございます。こちらがグループでいいますとBとFとGということになりますので、それに合わせた料金の改定ということになっております。カルチャーセンターであれば、グループBですので、上の表の上から3番目になります。これは3,500円のところが4,240円になるという形で、それぞれ当てはまっていくというものになります。

次が武道場でございます。武道場も同様に、グループがAからGまで区分けされておまして、南区の施設は味方体育館の柔道場と白根カルチャーセンターの柔道場、どちらもグループAということで550円が670円というものです。

そして野球場については、AからFまでのグループに分かれておまして、南区については白根野球場、味方野球場、月潟野球場。グループではB、C、Dとなっておりますので、料金改定はご覧のとおりという形になっております。

そして右側にいきまして、今度はテニスコートになります。テニスコートについても、グループ分けがAからGまでということで、南区では白根総合公園のテニスコート、味方テニスコート、月潟テニス場と三つございますので、それぞれB、C、Cということで、それぞれのグループに当てはめた料金改定となります。

5番目、プールですけれども、こちらは四つのグループに分かれております。南区については、AとCです。白根総合公園の屋内プールとB&G海洋センタープールになります。ただ、このB&G海洋センタープールは専用ではありませんので、ここでは料金の設定というのはありません。

それから、ゲートボール場です。ゲートボール場の区分けはA、B、Cということで三つに分かれています。南区に味方のゲートボール場、こちらは屋内と屋外ありますので、屋内についてはBということになり、料金改定が発生するということになっております。残り二つについては屋外ということで料金の設定はないということになります。

続いて、もう一枚、めくっていただきまして、多目的・球技場です。こちらがAからHまでの区分けになってございます。対応する南区の施設としては、白根総合公園の多目的広場と多目的コート。こちらがCとFということになりますので、それを当てはめた料金改定の見込みとなっております。

そして、右側の次のページでございますけれども、これは附属設備の料金の改定についてとなります。はじめに改定を行わない設備としましては、特殊電源とか、ロッカーとか駐車場です。これについては改定はしないということになっております。以下、表にあるものが改定の対象になるということで、それぞれ暖房器具ですとか、照明器具の類いといったものが多いと思えますけれども、それぞれの記載のとおり改定という形になっております。

それからまた、おめくりいただきまして、ここから先は公民館ということで、すみません少し見づらくて申し訳ないのですが、パンフレットをそのままコピーしたものです。実質、料金の改定はございませんので、現行のパンフレットそのままという形になっております。めくっていただいたところの中ほど、四角く白根地区公民館という囲みがあります。それからその右側に白根学習館という囲みがあります。こちら公民館として利用する場合と学習館として利用する場合によって、料金もともと違っているというところがございます。

それから、次のページが味方地区公民館についてになりますが、利用料金については真ん中のところの利用料金の表になります。それから、右側ですが、分館ということで、七穂公民館、味方公民館、西白根公民館の三つでございますが、こちらその下のところに部屋の名称とコマごとの利用料金を書いてございますが、こちら改定ございませんので、そのままということになります。

最後のページですけれども、すみません見出しがなくて大変申し訳なかったのですが、こちら月潟地区公民館になります。月潟地区公民館も利用料金については最後のページの真ん中のところにいろいろ表示してございますが、このままということになります。ざっぱくではありますが、私のほうからの説明は以上でございます。

○議長（高橋会長） ただいまの報告につきまして、まず自治協議会委員の皆さま方からご質問がありましたら、お願いいたします。

○上杉委員 スポーツ施設使用料7多目的・球技場の欄で、南区の白根総合公園多目的コートですが、グループがFと表示されておりますが、改定料金がEの料金となっておりますが、これのEの間違いなのでしょうか。

○関副区長 申し訳ございません。これは下のほうのグループがCとFとなっていて、多目的コートがFとなっておりますけれども、こちらはEの間違いということでもございました。多目的コートで人工芝ということになりますので、FではなくEということでもございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋会長） ほかにございませんか。

○松尾委員 率直に伺いたいと思いますけれども、これは来年から値上がりするということですか。

○関副区長 今、来月9月の議会に提案するべく準備を各所管課でやっております、いずれも料金の改定は4月からということになります。

○松尾委員 それでちょっと値上がりもしていくのですけれども、多分、こういうふうになっていくのだろーと思っておりますけれども、実際、運営上は厳しくなっているのか、それともこれで満足できるのか、まだ上げなければならぬ状況が起きてくるのか、段階的なのか、その辺が少し分からないのですけれども、やはり利用者はたくさんいると思うので、少しでも安いほうがありがたく思うわけですから、その辺の具体的な段階を教えていただければありがたいところです。

○関副区長 冒頭、申しましたように、6月の自治協議会で一度ご説明しているのですけれども、今回の料金改定というのは、もともと新潟市の施設の中でもばらつきがありましたし、合併市町村のほうでも料金がばらついていて、特定の考え方に基づいて受益者負担の形になっていなかった。それを一定のルールに合わせた形で平準化を図りましょうというのが最も大きな要因になります。その考え方としては、その施設全体のサービスを展開するすべてのコストがまずいくらかかっているのかということをお算出したうえで、そもそも施設の建設にかかったお金ですとか、あるいは民間のものを買った場合の取得費とか、そういった経費はそこから除きます。除いたところが、いわゆる管理運営経費ということになるわけですが、そのうち1割は新潟市の財産経営推進計画で削減目標として10パーセント削減するのだということをおうたっておりますけれども、まずそこで、10パーセント除きます。その残った部分について、受益者負担ともう一つは税金でまかっぺいしましょうという考え方になります。では、その税金と受益者負担でまかっぺいしていく中で、施設の性格に応じてもともと採算性が全くないところもあれば、採算性がすごく高い施設もあった。

もともとそういうことで、施設の性格によって違いがあるということで、すべての施設をグループ分け、先ほどの体育施設も含めた全体のグループ分けというものをやったということなのです。それは、まずはその施設の性格上、公的な必要性が高いものか、あるいは低いものかという尺度。それからもう一つが、採算性が低いか高いかというところで、マトリックスのような表を作って、それぞれ10のグループ分けをしています。一番公的な必要性が高くて、なおかつ採算性が低いもの、これについては受益者負担は認められないということで、公的機関ということで、料金が設定されていないというところがあります。これは例えば、子育て支援施設ですとか、保健福祉施設になります。逆に採算性が高くて、公的必要性が最も低いものについては、受益者負担割合が逆に100パーセントになるという設定なのですけれども、それは展示ホールですとか、レクリエーション施設のようなという形になってございます。先ほどのスポーツ施設ですけれども、グループで申し上げますと、受益者負担割合が50パーセントというようなところの категорияになります。そうした中で、その負担金額というのが算定されるのですけれども、ただ、その施設の今の料金と見比べたときに、料金体系がものによっては倍になったり、倍以上になったりということも中には出てくるということになると、とてもそれ相応に適用することはできな

いということで、今回の改定では、どんなに上げてでも130パーセント、1.3倍を上限として設定をしているということになります。ですから、今までご説明した具体の料金ですけれども、1.3倍以上になっているところはないはずです。その1.3倍まで上げて、本来の受益者負担の姿になっていない。先ほど、50パーセントとか、あるいは25パーセントとかいろいろあるわけですが、そこにいていないものについては、今後、今回の改定から4年後をめどとして、また改定をしていくというような形で今、前提としては考えているというご説明を6月にさせていただいたということでございます。

○議長（高橋会長） 松尾委員いいですか。

○松尾委員 いや、私はこの料金改定は、今後の運営の中でやむを得ないと思うけれども、どの辺が順当なのか。多分、公共施設だって分からないと思うのです。なかなか運営がうまくいくというのは、ちょっと考えにくいのかなと私は思っています。

それと、今後やはり夏対策として、かなり空調が求められてくると、それを入れると高い料金になっていくような気がするのと、また利用者が減るというようなこともあるのではないかと思いますし、またそれがなくて今後、熱中症対策とか、そういうものが、ちょっと首をかき上げていかなければならないような時代が来るような気がしますので、例えば、南区だったら、せめて体育館だったらカルチャーは、そういう対応ができるとか、そういう総合的な計画ができるということがなるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○関副区長 今後の施設の設備の更新ですとか、あるいは今、例えば冷暖房がないところにつけるというようなことになると、一番最初に申し上げたもともとの考え方の総コストの中に、それは多分入ってくることになると思われるのですけれども、今回の改定では、これから先の部分のそういった修繕とか、改修という部分は、とりあえず入れていない状態ですので、そこを加えた形で次の改定をするのかどうかということについては、私どもはまだ分かりません。それは、申し訳ないのですけれども、本庁の財務課のほうですべてコントロールしておりますのでということになります。

ちなみになのですけれども、先ほどのスポーツ施設、A4の紙の後ろから2枚目のところに、附属設備の料金体系というところがございますけれども、お話にありましたカルチャーのメインアリーナですとか、サブアリーナの暖房、冷暖房については、改定が入っています。

○議長（高橋会長） そのほかに何かありますか。

○渡邊委員 先ほど、ご説明あったかどうか、耳が遠かったので、確認をもう一度したいのですが、個室使用料でいいの家の月寿荘だけは据え置きとなっております。この根拠はどのようにして導かれたのでしょうか。そこをお聞きしたいです。

○榎本健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。健康福祉課の榎本です。

お風呂のほうはおっしゃるとおりみんな統一なのですけれども、個室の料金が違うというのは、書いてあるとおり、条例の所管課は高齢者支援課で統一的に計算をしたのですが、考え方としては、同じようにそれぞれ個室の部分を管理する経費がそれぞれいくらというのを算定しまして、これに対して今現在、利用料として、いくら収入が入っているかということをお算定して、先ほど言った福祉の施設なので、負担率が1割なのですけれども、それで計算したときに、月寿荘は、今と算定したときと状況が変わらないから、利用料は変わらない。ほかの白寿荘とか楽友荘は計算したら、今の使用料に対して計算した使用料の方が低いということで、利用料をその分落としたということで、計算のしかたの考え方は、どれも全部統一的に一緒なのですけれども、月寿荘は今と変わらない、現行の個室の利用料ということになったと聞いております。

○渡邊委員 今のお話しで多少分かりましたけれども、見直しの期間というのは、大体3年に1回とか、あるいは場合によっては1年ごとに見直すのですか。その基準を教えてください。

○榎本健康福祉課長 先ほど、副区長がお話しのとおり、目安4年間を見て、その間に例えば、大きな改修が出てきてしまうと、その分かかった経費が増えるから、では負担率が上がるのかどうかという話になるのですが、まだそれが明確に全部反映させるかどうか分からないのですが、全庁的にやっている次の見直しのタイミングは4年後ということなので、そのときに期間中にかかった経費がいくらで、同じような計算をした場合に、大きな修繕などがあると、急に経費がかかってしまっていますから、それを全部利用料に反映させるかは、全体を見て市のルールを決めるので、今のところ必ず跳ね返りますとか、跳ね返りませんとは今のところ言えないのですけれども、見直しのタイミングは、全庁的には4年後ということになっています。

○渡邊委員 今の説明で了解しました。ありがとうございました。

○議長（高橋会長） ほかにございませんか。

○豊木委員 ラस्पекホールの使用料についてなのですが、一律5,000円とありますけれども、お芝居とか、音楽祭とかやった場合には、電気代がものすごくかかるので、照明プランの提出を受けて、必要な電気料をいただくようにしたらいかがでしょうか。会議などですと、地明かりや客電の明かりくらいですけれども、お芝居とか、あるいは音楽会という、ピンスポット打ったりとか、当然出てきます。ものすごく電気食うので、ピンスポットはたしか1灯で2,000ワットだったかな。規制があるので、そのほかにもいっぱい照明があって、それをフル活用させると、とんでもない電気料金がかかります。多くのホールが照明プランを提出させて、それに合わせて電気料は使用料のほかに請求していますので、ラस्पекホールも会議などはどうか分かりませんが、そういったお芝居や音楽会などといった、電気をたくさん使うようなものは照明プランの提出を受けて、見合った電気料の請求というものを考えたらいかがでしょうか。

○関副区長 分かりました。すみません、ラस्पекホールなのですが、教育委員会の管轄施設ですので、ご意見あったことは私のほうから伝えておきます。このパンフレットのところでは、冷暖房の使用について30パーセント増とだけ書いてあるのですが、照明について特段記載はございませんので、恐らくこれを見た限りでは、その内容によって電気料金うんぬんということは見ていないのだらうと思いますので、そういったご意見があったことを担当課のほうに私のほうからお伝えさせていただきます。

○議長（高橋会長） ほかにございませんか。ないようですので、続いて、地域コミュニティ協議会委員の皆さま方からご質問がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。ないようですので、南区公の施設の使用料改定については、これで終わりといいたします。地域コミュニティ協議会委員の皆さまは、このままお残りいただいても結構ですし、ご退席を頂いても結構でございます。今日はありがとうございました。

3 議事

(1) 附属機関の委員の推薦について

○議長（高橋会長） 次第3(1)附属機関の委員の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

○関副区長 地域総務課の関です。引き続き、私のほうから説明をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。新潟市国民保護協議会委員の推薦についてでございます。まず国民保護協議会と申しますのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づきまして設置され、市長の諮問に応じて新潟市国民保護計画の審議などを行うものでございます。本市では、協議会委員として、各区の自治協議会から委員を選出しておりまして、南区の自治協議会からは荏原委員を推薦し、就任いただいているところです。今回、その任期が8月末日をもって満了となりますので、改めて自治協議会からご推薦を頂きたいという依頼でございます。任期につきましては、令和6年9月1日から令和8年8月31日までの2年間ということになります。推薦の依頼につきましては、資料1の裏面を見ていただきたいのですが、そこの一番上、5女性の参画促進についてとありますとおり、本市では女性委員の比率目標を45パーセント以上としており、積極的に女性の適任者をご推薦いただきたいということで、併せて依頼がきているというところがございます。この委員の推薦につきまして、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上でございます。

○議長（高橋会長） ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。ないようですので、ただいまの説明のありました附属機関の委員推薦について、立候補または推薦される方はいらっしゃるでしょうか。なければ、私のほうから推薦したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

新潟市国民保護協議会の委員を上杉委員にお願いをしたいと思ひますが、上杉委員いかがでしょうか。

○上杉委員 まことに微力ではございますが、お引き受けいたします。

○議長（高橋会長） それでは、附属機関の委員の推薦について、新潟市国民保護協議会に上杉委員を推薦したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長（高橋会長） それでは、附属機関の委員の推薦については、これで終わりいたします。

4 部会報告

○議長（高橋会長） 続いて、次第4部会報告等について、部会の検討状況を各部会長から報告していただきます。はじめに第1部会長から報告をお願いいたします。

○井上委員 資料3-1を見ていただきたいと思います。第1部会第5回会議を8月7日に開催いたしました。第3部会主催によります味わい市場出店における提案事業について。防災意識啓発事業については、当日、展示予定の備蓄用品・簡易トイレ・配布チラシを確認し、防災に関するアンケート内容について検討しました。また、防災士の委員が防災クイズの案を作成してくれたので、全員で内容を確認し、今後もまた改良していく予定です。

次、しあわせなまち、きれいなまち美南区クリーンアップ月間について。チラシ・ポスターの配布先を確認しました。自治会回覧や私たち自治協委員もチラシを配布するなど、より多くの方の目に触れ美化意識を啓発できるようにしていきます。なお、本日の配付資料にチラシを入れております。よりしあわせできれいなまち美南区にしていけるよう、皆さんのご参加、ご協力をお願いいたします。なお、チラシのほうは、各地域生活センター、南区各企業、あとコンビニ等に配布を予定しております。なお、そういったチラシ等をもしご希望の方は、第1部会と事務局のほうに言っていただければありますので、ぜひお申しつけください。

次回は、9月11日（水）午後2時から開催予定でございます。以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋会長） 続いて、第2部会長から報告をお願いいたします。

○荏原委員 第2部会は、8月6日（火）の午前中に第5回目の会議を行いました。

1、令和6年度第2部会提案事業について、(1)夏休みの宿題サポート事業につきまして、実績の共有と4日間の運営に係る振り返りを行いました。①開催実績です。7月23日から26日間の4日間、開催いたしまして、児童の定員80名に対して101名のお申し込みがありました。会場の大きさ等もありましたので、1日20名で調整を行いました。4日間の児童参加者につきましては76名です。4日間のボランティア参加は18名でした。白根小学校を中心に小林小学校と臼井小学校からの児童の参加もありました。②振り返りです。令和5年度から2回目の開催となりまして、定着を目指してやってみりました。同一会場で会期を1日増やして、定員を超える応募となりよかったです。申込締切を直前としたことで、数は伸びたが、抽選結果を伝える時間がなく、申込方法や結果通知について、検討が必要ということになりました。また、児童の集中力や宿題の量から、実施時間の前半を長めにして、後半を短めにするということで、休憩時間の工夫が必要というお話が出されました。複数の日数、参加する児童については、慣れてくるといふこともあって、飽きさせない工夫が必要というお話がされています。次年度以降の事業につきましては、今後、検討していくこととなりました。(2)南区家族ふれ愛事業について。11月10日に開催しますコンサートにつきまして、演奏する楽曲、映像などの方向性を協議いたしました。また、6月中に区内の小中学校へ依頼しました絵画並びに川柳を9月4日以降に持参した委員が回収に伺い、9月の部会に持ち寄って、各賞を決めることになっております。

2、その他です。第3部会から提案がありました味わい市場につきまして、南区障がい福祉ネットワークと協働で、第2部会もブースを出店するという事で決定しておりまして、進捗状況を共有しております。次回の会議の日程は、9月10日（火）の午後から予定しています。

○議長（高橋会長） 続いて、第3部会長から報告をお願いいたします。

○松尾委員 令和6年度8月5日に開催いたしました。

1の令和6年度の第3部会の提案事業についてですけれども、①として、1部会、2部会、3部会が一緒にやれるということは、私、楽しみにしています。まず、南区おいしいもの満載お宝探訪事業については、味わい市場の出店ブースについて、申込状況を確認しました。今年度初めて、マスマ味方店の店舗が出ます。これはときどきテレビにも出ていると思うのですが、私は楽しみにしています。あと来場者の六斎市と味わい市場との行き来を促すために、六斎市の出店者にガチャの引換券を配布してもらえないかと、そういうことを部会長と事務局で組合長

に相談に行くこととしています。来月になったらいくことになっています。あと味わい市場当日の委員の役割を分担をして検討しましたがけれども、の中には毎年、まち歩きも含めてやっていますので、少しでも南区のにぎわいの味わい市場になればいいなと思っています。②産業・伝統・味覚の3セットツアーでありますけれども、コース案について、時間や体験の順番など、再度確認しました。ツアー当日は、各訪問先で、必ず委員が参加を受け入れるように、各担当を確認しました。

2、その他については、次回の日程、9月9日に会議を行いますということを決めました。以上です。

○議長（高橋会長） ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。ないようですので、部会報告等については、これで終わりいたします。

5 その他

○議長（高橋会長） 続いて、次第5その他について、委員の皆さんから何かございますか。

○山坂委員 今日一番はじめの公の施設の見直しの関係なのですが、私、今日、こちらへ来ましたら、いつもとまた配置が違うので、何かかなと思っていたら、はじめ会長から、公の施設のことがあるって、一番利用する可能性の多いコミュニティ協議会の方たちからも、意見を頂くというような意味合いだったのでしょうか。これは私の認識としては、前々回に本庁のほうから見直しをやりますよという説明がありまして、当然、南区の施設もそれに合わせてということ。それで今回示されたというのが、本庁で基準を定めたのに合わせて改定されたということではないのですよね。そうした場合に、この場で例えば、聞き間違いだったかもしれないですが、意見を言ったとしても、それは、本庁の基準に合わせて改定しているだけなわけですから、南区としてはどうしようもないと、そういうことになるのかなと思っています。それでそういう意味から言うと、今日、コミュニティ協議会の方たちが来られるのは全然構わないと思うのですが、来られてもなかなか発言するというのはあまり考えられないのかなと私自身思っています。やはり来られていないところも結構ありますよね。現に私たちのコミュニティ協議会は、この前、コミュニティ懇談会で、この話が出まして、細かく説明していただいたのですが、そういうことでちょっとどういったらいいのでしょうか。質問はあるのかもしれないけれども、意見ということはあまり考えられないのかなということを私個人的にそう思っています。もう一つ、この議事進行なのですが、基本的に私が思うには、報告と議事とありますよね。冒頭に報告がある。これは後の議事に影響があるのは、まず報告をやって、それから議事に入るというのが基本だと思うのですが、基本的には議事から入るのが一般的だと思うのです。

それと資料というのは、やはり進行の順番に、資料ナンバーがつくのが一般的です。その辺は統一されているのかどうか分かりませんが、そうでないと資料2を見て、それから資料1を見ますなどという会議の進行というのは、私、今まであまり経験がないです。以上です。答えは要りませんので。

○議長（高橋会長） 私のほうからお答えをさせていただきます。冒頭、情報共有後にコミュニティ協議会の皆さま方からご発言というように、意見聴取ではなく、あくまでもご発言をお願いしました。それから、自治協の委員の方が終わった段階で、コミ協の皆さま方にご質問があったらお願いしますというように、そこを誤解されては困りますので、お話しておきます。また、議事に関してはおっしゃるとおりで、本来であれば議事が最初ですので、コミュニティ協議会の会長さんから議事終了後に入ってきてもらうのがいいわけですが、コミュニティ協議会の方々の関係するものが終わった段階で議事をした方が、途中退席が可能になるということで、こういう進行の仕方を取らせていただいたということで、ご了承いただきたいと思っております。

ほかにごありますか。

○志賀委員 6月何日だか覚えていないのですが、新潟日報の紙面上に、南区でライドシェア、これが今年の夏導入を検討と出ています。その後、日報の紙面上に何も出てこないのですが、区でこの進捗状況等を情報収集されていたらご教授いただけたらありがたいなということですので、よろしくお願ひします。

○関副区長 ライドシェアについてなのですが実は私どもも、それ以降の情報がないという状況になっております。私どもで知り得ているのは、公的な形で、ここは公式な場ですので、そこでお話できる材料が、やはり今、新聞と同様のことしかないということで、それが具体的に

いつから始めますとか、どのエリアで、こういった形でというようなところは、全く正直、情報は今のところない状況です。

○議長（高橋会長） よろしいですか。ほかにございませんか。

○大井委員 皆さまのお手元のところに、新潟ベースボールコネクションという募集のチラシを配らせていただいたのですけれども、中学校の部活動の地域移行に際して、これは令和4年度から発足したチームです。裏のほうに活動内容だとか、今までの大会の戦績だとか載っているのですけれども、ご覧のとおり、南区の子どもたちを中心に始めたチームですけれども、他の区の野球チームがなくなった学校の方も来られています。表のほうに記載のとおり、スポーツ庁の実証事業に登録して、このたび、補助金も頂くことになりました。国のほうの指導も受けながら、地域移行の、南区の中では早いほうの団体ですし、ぜひ先回、言いましたように、野球場を中学校と同じような使用料、半額での使用だとか、そういったところとかを徐々に情報を落としていただいて、ほかの部活動も全てそうですけれども、参考になるようなチームになりたいと思っていますので、皆さまの地域でも野球をやりたいという子どもたちがいらっしやいましたら、ぜひとも紹介していただきたいです。あと小学校のほうにも案内を持っていつているのですけれども、学校によっては配っていただける学校と、置いてもらうだけという学校と様々ですので、もし配っていただけるようですと、一番ありがたいなと思っております。

○議長（高橋会長） ほかに委員の皆さんございませんか。なければ、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○柏木産業振興課長 産業振興課から2件紹介させていただきます。

まずは1件目ですけれども、高橋会長からも冒頭のごあいさつでご紹介いただきましたまち歩きの開催についてご案内です。ピンク色の資料をご覧ください。このパンフレットは、各まち歩きガイド団体が自主事業として開催するまち歩き企画について掲載しまして、今月の21日から申込を受付しています。詳しい内容、申込方法につきましては、パンフレット見開き裏面をご覧くださいと思います。地域の魅力の再発見、新しい発見にもなります。皆さまのご参加、お声がけをよろしくお願いいたします。

次に、2件目ですけれども、月潟大道芸フェスティバルです。黒いチラシをご覧くださいと思います。この資料は、現時点で作成している途中のチラシを抜粋しまして加工しております。内容の詳細につきましては、今後も変更の場合もあるとのことですので、ご承知おきください。主催については、月潟大道芸フェスティバル実行委員会、事務局が新潟みなみ商工会月潟支所になります。日時は9月22日（日）月潟地区商店街メインストリートで10時からオープニングの月潟太鼓の披露に始まりまして、10時半からストリートパフォーマンスが行われます。そして、14時20分から月潟農村環境改善センターで角兵衛獅子の舞が披露されます。産業振興課からは以上となります。

○議長（高橋会長） ほかに事務局からございますか。

○細貝建設課長 建設課から、旧月潟駅で行われる乗車体験イベントについてご案内いたします。最後にとじてあります「走れ！かぼちゃ電車2024」のチラシをご覧ください。昨年好評だったかぼちゃ電車の乗車体験イベントを今年も9月22日（日）、大道芸フェスティバルと同じ日に開催いたします。イベントでは、旧月潟駅で保存されている3両のうち、旅客用車両をアントと呼ばれる機械で引っ張り、駅構内に残る約50メートルのレールの上を走らせます。今年も昨年と同じく9本運行いたしますが、1便当たり乗車定員を今回、増員いたします。体験乗車の申込は事前抽選制で、すでに8月11日から受け付けておりまして、8月31日24時まで専用サイトにて抽選予約を受け付けております。昨年は、県内外から2,300名以上の方にお越しいただきました。今年も昨年に引き続き、月潟大道芸フェスティバルと同時開催になります。昨年以上に大勢の方から来ていただき、賑やかになることを期待しております。

○議長（高橋会長） ほかに事務局ございますか。

○北地域総務課長補佐 7月の自治協議会で報告いたしました、特色ある区づくり予算のご意見、アイデアについて、ご提出される委員がおられましたら、終了後、事務局のほうまでご提出をお願いします。

○議長（高橋会長） ほかになければ。

○山坂委員 すみません、公の施設での関係で、今日、説明ありましたが、当然条例改正、これは改正になるはずですよ。そうしたときに、一般の人たちへの周知は何か考えられていま

すか。というのは、今日、コミュニティ協議会の代表の人たちに案内されていたことは、もしかしてこれで最後、もういきなり値上げというような形になるのかと。一瞬、ちょっと不安になったのですけれども、それだとしたら、今日のコミュニティ協議会の代表の方々たちは少しかわいそうかなという気がします。条例改正になった後の料金が上がるまでの間の周知、一般の方々への周知方法は何か考えられていますか。

○**関副区長** 今後の改定のスケジュールについては、先ほどの中でも少しお話したのですが、9月の定例議会に提案されます。そこで議決をされると、料金の改定そのものの額はもう確定するわけですが、実際の適用は来年の4月からということで、つまりは9月から来年の4月までの間が周知期間ということになります。その間、それぞれの所管課のほうで周知用のチラシを作るとか、広報紙を使った広報をすとか、そういったことで周知活動をやっていくという段取りになっております。

○**議長（高橋会長）** よろしいですか。ほかにございませんか。なければ、その他については、これで終わりいたします。

6 次回全体会の日程について

○**議長（高橋会長）** 続いて、次第6「次回全体会の日程について」に入ります。

開催日は毎月最終水曜日ということになりますので、9月25日（水）午後2時から南区役所講堂で開催ということでよろしいでしょうか。では次回の自治協議会は9月25日（水）午後2時から、こちらの講堂で開催します。

令和6年9月25日（水） 午後2時00分から 南区役所4階講堂

7 閉会

○**議長（高橋会長）** 以上をもちまして、第5回南区自治協議会を終了いたします。皆さま、大変ご苦勞さまでございました。

（午後3時05分）